

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する ワーキンググループの公開の手続について（案）

平成 22 年 2 月 16 日

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループの公開の手続について以下のように定める。

1. 会議の日時・場所・議題を原則 1 週間前の日までに首相官邸／知的財産戦略本部ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>) 及び首相官邸記者クラブに掲示する。
2. 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
一般の傍聴希望者は、1 企業・団体については原則 1 名とし、開催前々日 17 時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局（以下「事務局」という。）に登録する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係の傍聴希望者は、開催前々日 17 時までに事務局に登録する。
 - (3) その他
 - ① 傍聴は、基本的に先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判断で傍聴を制限することがある。
 - ② 傍聴者が会議の進行を妨げていると判断した場合には、座長は退席を求めることができる。また、座長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場すること、及び、会議を撮影、録画、録音することを禁止する。その他、詳細は、座長の指示に従う。